

令和7年第2回東広島市議会定例会

議

案

そ の 2

令和7年6月

目

次

議案第86号	請負契約の締結について……………	1
議案第87号	特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の 一部改正について……………	3
議案第88号	東広島市議会議員及び東広島市長の選挙におけ る選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正 について……………	5

議案第 86 号

請負契約の締結について

令和 7 年度駐車場管理運営事業西条駅前第 1 自転車駐車場改修工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 26 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 7 年度駐車場管理運営事業西条駅前第 1 自転車駐車場改修工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

3 億 7 4 万円

4 契約の相手方

東広島市西条上市町 5 番 26 号

楠本建設株式会社

代表取締役 新 開 光 倫

（提案理由）

令和 7 年度駐車場管理運営事業西条駅前第 1 自転車駐車場改修工事（建築）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

（根拠条例）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 87 号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 26 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表その他の非常勤職員の項中「10,800 円」を「12,200 円」に、「12,800 円」を「14,500 円」に、「11,300 円」を「12,800 円」に、「10,900 円」を「12,400 円」に、「9,600 円」を「10,900 円」に、「9,200 円」を「10,100 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費に係る基準額が改定されたことに合わせて、選挙長等の報酬の額の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（一略一）に対し、報酬を支給しなければならない。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 88 号

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 26 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例（平成 9 年東広島市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号
中「27 万 655 円」を「29 万 3,440 円」に、「28 円 35 銭」を「30 円
73 銭」に改める。

第 12 条第 2 項中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙に
ついて適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従
前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が改定されたことに合わせて、東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動用ビラ等の作成に要する経費に係る公費負担の限度額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第142条

- 11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（一略一）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第3号から第7号までのビラの作成について、無料とすることができる。

第143条

- 15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（一略一）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

